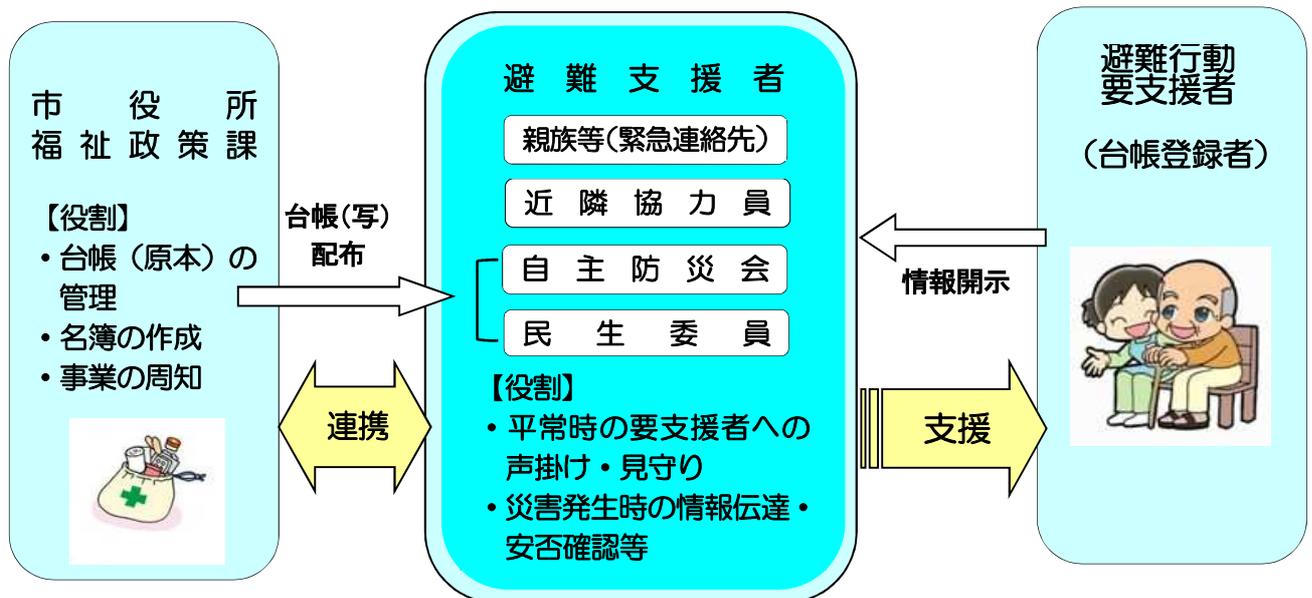


～地域ぐるみで安心のまちづくり～

避難行動要支援者支援事業のご案内

豊橋市では、地震などの災害が発生した際に、自ら避難することが困難で、地域での支援が必要な方(避難行動要支援者)の台帳登録を進めています。

台帳登録をしていただくことで、台帳の写しがお住まいの地域の避難支援者(自主防災会や民生委員)に本人同意のもと提供され、地域の中で、日頃の見守りや災害発生時の支援に役立てられます。



台帳登録ができる要支援者

災害時に自ら避難することが困難であり、避難にあたり家族等の協力が得られないような方が対象となります。詳細は裏面をご確認ください。

台帳登録の申し込みについて

ご本人やご家族が直接市役所窓口等でお申し込みいただく他、業務委託契約を結んだ福祉事業者には、ケアマネージャー、相談支援専門員などをおとして代行申請をしていただいています。

業務委託契約について

豊橋市と福祉事業者(法人)間で委託契約を結んでいただきます。契約後、登録申請1件につき1,000円の委託料をお支払いしています。

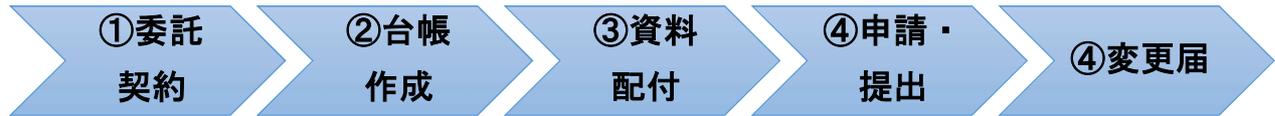
お問い合わせ先

豊橋市役所 福祉政策課
(東館3階)

電話51-2355 FAX56-2813

Eメール: fukushiseisaku@city.toyohashi.lg.jp

業務の流れ



①業務委託契約(避難行動要支援者登録台帳作成業務)

- ・年間をとおして登録が見込まれる場合:年度初めに契約手続きをお願いします。
- ・登録があるかわからない場合:登録案件が発生しましたら福祉政策課までご連絡ください。

②避難行動要支援者登録台帳作成

1. 対象となる方が確認をしてください

災害時に自ら避難することが困難であり、避難にあたり家族等の協力が得られない次の方が対象となります。

- (1) 要支援または要介護認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳を所持する方
- (3) 療育手帳を所持する方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳を所持する方
- (5) 障害支援区分の認定を受けている方
- (6) 障害者総合支援法における難病患者等
- (7) 上記認定や手帳は受けていないが類似した状況にある方(理由を明記してください)

2. ご本人やご家族に制度の説明をしてください (説明用資料:①制度説明チラシ)

【台帳情報の提供先(支援関係者)】

自主防災会、民生委員・児童委員

【台帳の活用方法】

台帳の写しを支援関係者に提供することで、日頃の見守りや地域の支援体制づくり、災害時の避難支援等に活用します。ただし、必ず助けに行くことなどを約束するものではありません。

3. 登録申込書兼登録台帳への記入をしてください (②別紙様式)

説明後、ご本人やご家族から登録及び支援関係者への情報提供にご同意いただけた場合は、ご本人や家族と相談しながら台帳への記入をしてください。

※情報の提供先は地域の方々です。どんな支援が必要なのか一般の方でもわかりやすいように具体的にご記入をお願いいたします。

近隣協力員について(説明・配付資料:③近隣協力員保管用)

「近隣協力員」は、登録を希望する要支援者に対して、普段からの見守りや災害時における情報伝達、安否確認などの支援に心がけていただく方です。

近隣協力員は、要支援者の隣近所にお住まいの方をお願いしていただくもので、決して責任を伴うものではありません。近隣協力員がいない場合でも台帳登録をしていただけますが、災害時に最も身近にいて頼りになるのが近隣協力員です。制度の趣旨をご理解いただき、極力登録していただけるようお願いいたします。また、必ず近隣協力員への説明および登録同意が必要です。

③保管用資料をお渡しください

【近隣協力員】（配布資料:③近隣協力員保管用）

支援のヒントなどを記載した資料です。要支援者に関する情報を記入する箇所もありますので、わかる範囲でご記入のうえ、近隣協力員へお渡しください。

【要支援者】（配布資料:④要支援者保管用）

普段の心がけなどを記載した資料です。災害時の連絡先等を記入する箇所もありますので、わかる範囲でご記入の上、要支援者及びご家族へお渡しください。

④申請・提出

登録申込書兼登録台帳(②別紙様式)はできるだけ速やかに提出をお願いいたします。報告書と請求書は1月分をまとめて、翌月10日までにご提出ください。(提出先:福祉政策課)

⑤変更

変更事項が生じた場合は変更届を提出してください。(提出先:福祉政策課)

※届が必要となる例:身体状況の変化、必要な支援の変化、家族の同居、施設入所(登録抹消)、
帰宅見込みの無い長期入院(登録抹消)等

個人情報の開示・管理について

台帳には、登録を希望される要支援者の方や近隣協力員の方などの個人情報が記載されますので、
厳重に保管しプライバシーの保護にはご注意ください。

豊橋市役所 福祉政策課
 ～地域ぐるみで安心のまちづくり～
避難行動要支援者支援事業のご案内

豊橋市では、地震などの災害が発生した際に、自ら避難することが困難で、地域での支援が必要な方(避難行動要支援者)の台帳登録を進めています。

台帳登録をしていただくことで、台帳の写しがお住まいの地域の避難支援者(自主防災会や民生委員)に本人同意のもと提供され、地域の中で、日頃の見守りや災害発生時の支援に役立てられます。

台帳登録ができる要支援者は次の方です

- ① 要支援または要介護認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳を所持する方
- ③ 療育手帳を所持する方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方
- ⑤ 障害支援区分の認定を受けている方
- ⑥ 障害者総合支援法における難病患者等
- ⑦ 上記認定や手帳は受けていないが類似した状況にある方

上記のいずれかに該当する方で、**災害時に自ら避難することが困難であり、避難にあたり家族等の協力が得られないような方が対象となります。**

台帳登録の申し込みについて

介護保険サービス又は、障害福祉サービスを利用されている方は、担当のケアマネジャー、相談支援専門員などが、説明や登録のお手伝いをしますのでご相談下さい。その他の方で登録を希望される方は、市役所福祉政策課(51-2355)までお問い合わせ下さい。



①制度説明チラシ

豊橋市避難行動要支援者支援事業登録申込書 ※登録台帳

豊橋市長 様

私は、災害発生時などに地域の支援を受けたいので、下記のとおり申し込みます。なお、登録した私の情報を、自主防災会、民生委員・児童委員、近隣協力員の方々に提供することに同意します。

年 月 日 申請者 (本人又は家族) 氏 名 (続柄)

要支援者(支援を受ける人) 世帯人数 (本人含む) 人

住所 豊橋市 電話 ()

氏名 (男・女) 生年月日 T/SH 年 月 日 (歳)

要支援者の状況

① 区分(該当に○(複数可)をつけ、介護度・障害等級等をご記入ください)

ア 要支援()・要介護()認定者	イ 身体障害者手帳所持者(級)
ウ 療育手帳所持者(判定)	エ 精神障害者保健福祉手帳所持者(級)
オ 障害支援区分認定者()	
カ 障害者総合支援法における難病患者(病名:)	
キ その他()	

② 世帯構成(該当に○をつけてください)

ア 要支援者一人の世帯	イ 要支援者と高齢者(もしくは障害者)のみの世帯
ウ 同居者の就労等により、日中(または夜間)は要支援者一人になる世帯	
エ 同居者の就労等により、日中(または夜間)は要支援者と高齢者(もしくは障害者)のみになる世帯	
オ その他()	

③ 避難時に配慮すること(該当すべてにチェック☑をつけてください)

【身体状況】

寝たきり 歩行困難 足腰が弱く移動に時間がかかる 視覚に障害 聴覚に障害

情報収集や危険判断が困難 言葉や文字の理解が困難 顔を見ても知人や家族とわからない

その他 特記事項 { }

【必要な避難支援】 ※支援が必ずなされることを保証するものではありません。

リヤカー・担架などによる輸送手段と支援者による介助が必要

自宅にある車椅子・杖等を使用して避難が可能だが、支援者による付き添い・介助が必要

避難判断に不安があるため声かけが必要

その他 特記事項 { }

【その他(家族の状況等)】

登録番号

※裏面に続きます※

②別紙様式(申込書兼登録台帳)

近隣協力員保管用
近隣協力員としてご協力をお願いします

豊橋市では、地震などの災害が発生した際に、自ら避難することが困難で、何らかの手助けを必要とする方(要支援者)の方々に対し、「近隣協力員」さんをはじめ、自主防災会や民生委員など地域の組織と協力して、必要な支援ができる体制づくりに取り組んでいます。

「近隣協力員」さんは、要支援者の方に対して次のような支援に心がけていただきますが、決して責任を伴うものではありません。日ごろからの近隣の皆さんの支援が、何より大きな力になりますので、自分の命、家族の命を最優先として、できる範囲でのご協力をお願いします。

支援のヒント

- ① 平常時
- ・要支援者に対して、普段できる範囲での見守り、声かけなどを行う。
 - ・校区防災訓練などに参加する際は、要支援者にも声かけなどを行う。
 - ・災害時、どのような行動をとるか、どのような支援が必要か要支援者と話し合う。

② 高齢者避難、避難指示の発令時

- ・要支援者への情報伝達に努める。
- ・状況によってはご自身の避難に合わせて、できる範囲での避難の呼びかけ、避難支援などを行う。
- (洪水等のハザードマップを確認して、ご自宅が安全な場合は、自宅に留まることも避難となります。)



③ 災害発生時

- ◎ 「近隣協力員」さんに自身と家族の安全を確保する。
 - ・要支援者への情報伝達や安否確認に努める。
 - ・必要に応じて自主防災会などへ要支援者の状況などの連絡
 - ・助けが必要な場合は、消防署、市災害対策本部(51-2055)などへ連絡する。
- ※ 「近隣協力員」さんの住所、氏名・電話番号を災害時の支援に役立てるため要支援者、自主防災会、民生委員さんにお知らせしますので、ご通知おきください。

③近隣協力員保管用

要支援者保管用
避難行動要支援者登録について

このたびは、豊橋市避難行動要支援者支援事業に申し込んでいただきましたが、災害時は全ての方が被災者となる可能性があるため、地域の人が必ず助けてくれることをお約束するものではありません。皆さんも、自分の身は自分で守るという意識を持って、自らの安全を確保するため、防災対策に取組みましょう。

また、この制度は、地域の助け合いにより成り立っています。日頃からご近所の人など地域の皆さんと気軽に話ができる関係づくりを心がけましょう。

隣からの心がけ

- 日頃から地域の方と挨拶や声かけを行うなど、ご近所づきあいをしましょう。
- 非常時の持ち出し袋の準備をしましょう。
- 家具の転倒防止対策をしましょう。
- 地域の防災訓練や地域行事に参加しましょう。
- 家族や同居者だけで避難することが難しい場合は、事前に近隣の友人や知人に支援をお願いしておきましょう。
- 家族や親族などの緊急時の連絡先を確認しておきましょう。
- 避難場所を確認し、安全に行ける避難所を何通りか把握し、実際に行ってみましょう。



災害時の連絡先

	氏名・名称	電話
緊急連絡先	①	
	②	
近隣協力員	①	
	②	
第一指定避難所 その他避難先		
避難経路等 留意事項		

④要支援者保管用